乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

1 概要

「こども未来戦略」に基づき、「こども誰でも通園制度」(以下「新制度」という。)が 新たに創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国 の自治体において実施される。

区では、令和7年度まで実施する「未就園児の定期的な預かり事業」の結果も踏まえ、保育所、地域型保育事業所等において当該事業を実施することとし、就労要件を問わず柔軟に預かりを行うことで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するものである。

2 制定が必要な条例

- 「文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」(令和7年11月 議会で提案予定)
- 「文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」(令和8年2月議会で 提案予定)

3 実施予定施設

- (1) 私立認可保育所、地域型保育事業所等(実施を希望する園。以下同じ。)
- (2) 区立認可保育所(緊急一時・リフレッシュ一時預かり事業の利用枠を、新制度の利用枠に1枠転用する。)
- (3) 私立幼稚園 (実施を希望する園。以下同じ。)
- (4) グループ保育室こうらく(区立後楽幼稚園が認定こども園化するまでの間、新園舎の空き教室を活用して実施する。)
- (5) キッズルーム(令和9年度を目途に一部の施設で試行し、以後他の施設での実施についても随時検討する。)

4 実施方法等

- (1) 実施方法
 - ア 保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」
 - イ 定員を別に設け、在籍児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「一般型」
- (2) 利用方式
 - ア 利用する事業所を限定し、利用する曜日や時間帯を固定する「定期利用」
 - イ 利用する事業所を限定せず、曜日や時間帯をこどもや保護者のニーズに合わせる 「柔軟利用」

	一般型(在園児合同実施)	一般型(専用室独立実施)	余裕活用型
	・区立認可保育所(専用室確	・グループ保育室こうらく	·私立認可保育所
定期利用	保可能園以外の園)	・区立保育園(専用室確保可能園)	・地域型保育事業所等
		・私立幼稚園	
柔軟利用		・キッズルーム	

(3) 利用対象

保育園や幼稚園等に通っていない生後6か月から2歳児クラスまでの児童

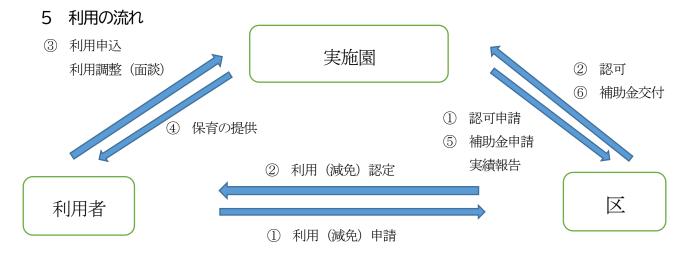
※ 2歳児クラスの児童のうち満3歳以上の者の利用については、区独自事業のため、東京都の補助制度の動向等を踏まえて、都度検討する。

(4) 利用時間

- 定期利用については、週1回、1回当たり8時間以内とし、月10時間の利用上限は設けない。
- 柔軟利用については、国が示す利用可能時間(月10時間)を基準とする。
- ※ 月10時間を超える利用については、区独自事業のため、都の補助制度の動向等を 踏まえて、都度検討する。

(5) 利用料金

区民 無料(都独自制度である保育料等の第一子無償化の対象) 区民以外 月額 8,800 円



※③利用申込について、まず、区民を対象に募集を行い、申込多数の場合、抽選で利用者を決定する。 区民以外については、抽選後、空き定員があった場合に、月を単位として利用可とする。

6 スケジュール (予定)

- | 11 月 | 「文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例| 提案
- 12月 私立保育所、地域型保育事業所等へ説明会の実施・実施事業者募集
- 1月 利用(減免)認定受付開始、児童福祉審議会への意見聴取・実施事業者の認可
- 2月 「文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」提案 保育所等入所者決定後実施事業者確定
- 4月 事業開始